

別添1

酪農乳業需給変動対策特別事業 乳製品在庫削減対策細則

一般社団法人 Jミルク
制定 2025年10月6日

第1 目的

この細則は、酪農乳業需給変動対策特別事業実施要領 第5条第1項に基づき酪農乳業需給変動対策特別事業における乳製品在庫削減対策の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対策内容

乳製品在庫削減対策(以下「本対策」という。)は、次の対策を実施する。

1 第1実施対策

全国農業協同組合連合会及び全国酪農協同組合連合会(以下「全国連」という。)が、脱脂粉乳を保有し本対策の実施を希望する事業実施主体から一括で買い取り、飼料向けへ転用して販売することへの助成。

2 第2実施対策

脱脂粉乳を保有し本対策の実施を希望する事業実施主体が、飼料用、輸入調製品等への置換え、又は海外への輸出として販売することへの助成。

なお、需給状況等を踏まえ、販売先を限定することができるものとする。

3 バター実施対策

輸入調製品等への置換え向け、又は海外への輸出として販売することへの助成。

第3 本対策の対象製品

乳及び乳製品の成分規格等に関する命令(昭和二十六年厚生省令第五十二号)第2条の15に規定するバターと同条の32に規定する脱脂粉乳とする。

なお、バターにおいては主にバラバターとする。

また、対象製品はの要件は、次のとおりとする。

1 在庫調整乳業者が自ら受け入れた生乳により製造したもの。

2 事業実施主体又は生乳生産者団体が受け入れた生乳を乳業者に委託して製造したもの。

3 1又は2で製造されたものを事業実施主体が都合により保管するため、保有する既存脱脂粉乳を全国連がその品質に見合った額で購入したもの。

第4 助成対象経費

1 事業実施主体が脱脂粉乳等を飼料用、輸入調製品等の置換えなどに転用及び海外への輸出版売をすることにより生じる価格差に相当する額。

2 全国連が脱脂粉乳の一括買い取り等に要する経費。

第5 助成額

助成額については、実施対策ごとに別に定めるものとする。

第6 助成金の支払い手続等

1 事業実施主体は、本対策に参加するにあたり酪農乳業需給変動対策基金への拠出を条件とし、Jミルク会長(以下「会長」という。)が別に定める期日までに、別紙様式第1号酪農乳業需給変動対策特別事業参加申込書(以下「申込書」という。)を会長に提出するものとする。

なお、Jミルクは、申込書に基づき、第1実施対策では数量枠を、第2実施対策とバター実施対策では金額枠を事業実施主体に通知するものとする。

2 本対策を実施する全国連及び事業実施主体は、別紙様式第2号酪農乳業需給変動対策特別事業実施計画書をJミルク会長に提出するものとする。

3 本対策を実施する全国連及び事業実施主体は、原則として四半期ごとに別紙様式第3号酪農乳業需給変動対策特別事業遂行状況報告書(以下「遂行状況報告書」という。))にて事業の実施状況をJミルクに報告するものとする。

なお、第1実施対策にて長期保有する脱脂粉乳については、毎月状況報告を行うものとする。

4 本対策を実施する全国連及び事業実施主体は、事業が完了又は当該年度終了後に別途定める期日までに別紙様式第4号酪農乳業需給変動対策特別事業助成金支払い申請書(以下「支払い申請書」という。)及び確定した遂行状況報告書をJミルク会長に提出し、Jミルクは支払い申請書に基づき助成金を支払うものとする。

なお、Jミルクは、この事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、助成金を事業完了前の経過分を支払うことができるものとする。

5 事業実施主体は、支払い申請書を提出するにあたり、本対策による販売等に係る証憑書類等を添付することとする。

なお、証憑書類等については、Jミルクが適正な販売等が確認できるものを指定するものとする。

6 第2実施対策並びにバター実施対策における輸入調製品等への置き換えを実施する事業実施主体と需要者は、本事業の趣旨を理解し、定められた用途での使用を誓約するため、別紙様式第5号酪農乳業需給変動対策特別事業誓約書をJミルクに提出するものとする。

別添1-1 第1実施対策細則

第1 助成対象経費

1 全国連が事業実施主体から脱脂粉乳を一括で買い取り、長期保管し、実需者へ販売するまでに要する必要経費(倉庫保管料、入出庫料及び物流経費等、並びに一括買い取りの製品代に係る利息相当額)。

2 全国連が買い取った脱脂粉乳を飼料会社へ販売することにより生じる価格差に相当する額。

なお、国が実施する対策があった場合、助成額には国の補助金を先に充当し、その残額について本対策の助成対象とする。

第2 買取価格

全国連は、本対策の実施を希望する事業実施主体より、本対策の実施時に判明している直近の大口需要者価格(税抜き)※1から利潤等相当分を除いた価格で買い取るものとする。

なお、利潤等相当分については、Jミルクは合理的理由を基に設定する。

買取価格 = 大口需要者価格(税抜き) - 利潤等相当分

第3 買い取り要件等

対象となる脱脂粉乳は、事業実施主体自らが所有する脱脂粉乳であって、以下の要件を全て満たすものとする。

1 保管する場所は、倉庫業法(昭和31年法律第121号)第3条の規定による国土交通大臣の登録を受けた者の倉庫であること。

2 全国連と事業実施主体は双方協議の上、買い取りする製品の賞味期限を決定すること。

3 全国連が販売を想定している飼料会社にて、原材料として使用できる品質を有し、飼料の製造上問題がない脱脂粉乳であること。

4 保管時に不具合が発生した場合は、双方協議の上対応すること。

第4 助成額

1 事業要領第5条の対象となる袋当たり(25kg)の助成単価は、次の算出方法に基づき算出し、売買ごとに決定する。

助成単価 = 買取価格 - 実販売価格※2

2 全国連が事業実施主体から脱脂粉乳を一括で買い取り、実需者へ販売するまでに要する経費については、必要経費として妥当と判断される費用の実費とする。

なお、利息相当額は、本対策の実施時に判明している直近の農林中央金庫の短期プライムレートを使用する。

※1 大口需要者価格は、事業実施時にJミルクが指定する。

※2 実販売単価は、需要者への販売価格であり、価格は公正性を確保し、かつ市場価格と比較し妥当と判断しうる価格であること。

別添1-2 第2実施対策細則

第1 助成対象経費

1 事業実施主体が脱脂粉乳を飼料用に転用し販売することにより生じる価格差に相当する額。

2 事業実施主体が脱脂粉乳を輸入調製品等への置き換え使用又は販売等により生じる価格差に相当する額。

3 事業実施主体が脱脂粉乳を海外向けに輸出することにより生じる価格差に相当する額。

なお、国が実施する対策があった場合、助成額には国の補助金を先に充当し、その残額について本対策の助成対象とする。

第2 助成額

事業実施主体が販売する事業要領第5条の対象となる袋当たり(25kg)の助成単価は、次の算出方法に基づき算出し、売買ごとに決定する。

助成単価 = 大口需要者価格(税抜き)※1 - 利潤等相当分 - 実販売価格※2

なお、在庫調整乳業者が自社で使用している輸入調製品等を置き換える場合は別途Jミルクが助成単価を設定する。

また、Jミルクは、助成単価の上限を設定する。

※1 大口需要者価格は、事業実施時にJミルクが指定する。

※2 実販売単価は、需要者への販売価格であり、価格は公正性を確保し、かつ市場価格と比較し妥当と判断しうる価格であること。

別添1-3 バター実施対策細則

第1 助成対象経費

1 事業実施主体がバターを輸入調製品等への置き換え使用又は販売等により生じる価格差に相当する額。

2 事業実施主体がバターを海外向けに輸出することにより生じる価格差に相当する額。

なお、国が実施する対策があった場合、助成額には国の補助金を先に充当し、その残額について本対策の助成対象とする。

第2 助成額

事業実施主体が販売する事業要領第5条の対象となる1kg当たりの助成単価は、次の算出方法に基づき算出し、売買ごとに決定する。

助成単価 = 大口需要者価格(税抜き)※1 - 利潤等相当分 - 実販売価格※2

なお、在庫調整乳業者が自社で使用している輸入調製品等を置き換える場合は別途Jミルクが設定する。

また、Jミルクは、助成単価の上限を設定する。

※1 大口需要者価格は、事業実施時にJミルクが指定する。

※2 実販売単価は、需要者への販売価格であり、価格は公正性を確保し、かつ市場価格と比較し妥当と判断しうる価格であること。